

宝塚市上下水道局
会計システム更新業務
提案募集要項

令和7年(2025 年)3月
宝塚市上下水道局

目次

1	趣旨	3
2	企画提案募集の概要	3
3	提案限度額	3
4	応募資格	3
5	参加申請書の提出	4
6	企画提案書の提出	5
7	留意事項	6
8	仕様書等に関する質疑応答	6
9	提案募集及び契約までのスケジュール	7
10	応募に要する費用	7
11	選定方法	7
12	結果の通知	8
13	優先交渉権者決定後の取り扱い	8
14	配布資料	8
15	失格条項	9
16	その他	9

1 趣旨

宝塚市上下水道局(以下「本局」という。)の現行公営企業会計システムは、会計伝票の決裁を紙媒体で行う必要があることから、多くの紙の印刷・保存を行わなければならない、過去の資料を探すのにも時間を要している。また、カスタマイズへの個別対応による改修コストの増加やサーバ本体の管理、データ保存を遠隔・複数箇所で行うことが困難であるなど災害時のバックアップ体制にも課題を抱えている。

これらの課題に対応するため、LGWAN 環境下のクラウドで利用可能な電子決裁機能を有する新たな会計システムのパッケージソフトウェアを調達し、カスタマイズによる改修コストの抑制、災害時でも対応できるようなシステムの構築、電子決裁機能の導入による事務の効率化の実現を図る。

2 企画提案募集の概要

(1) 募集事業名

宝塚市上下水道局会計システム更新業務

(2) 募集内容

公募型プロポーザル方式を採用し、「1 趣旨」に沿った具体的な提案

※詳細は別紙1「宝塚市上下水道局会計システム更新業務仕様書」を参照すること。

(3) 提出先

〒665-0032 宝塚市東洋町1番3号(宝塚市役所第二庁舎2階)

宝塚市上下水道局 経営管理部 経営企画課

TEL:(0797)77-2104

FAX:(0797)72-5381

電子メール:m-takarazuka0290@city.takarazuka.lg.jp

3 提案限度額

総 額 金 38,730,000 円(税込)

・消費税は 10%で計算すること。

・運用保守を含めたサービス利用契約(5 年)の想定で提案すること。

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

提案にあたっては上記金額を超えないこととする。

4 応募資格

(1) 宝塚市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当していないこと。

(4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年条例第 6 号。以下「暴力団排除条例」という。)第 2 条第 3 号に該当しないこと。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 提案事業者自身、又は提案事業者に所属する事業所が一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマーク又は ISMS 適合性評価制度(ISO27001)の認証 を取得していること。※参加申請時に認証していることがわか

る書類を添付すること。

- (7) 令和 7 年(2025 年)3月25日現在、過去10年以内に人口20万人以上の他の自治体において企業会計システム(パッケージソフト)の導入実績があること。

5 参加申請書の提出

本事業に参加する事業者は、次の申請書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和7年(2025年)4月8日(火)午後5時まで

(2) 提出書類

資料 No.	提出書類	様式	電子データ提出時の ファイル形式	備考
01	参加申請書	様式1	1 ファイル(PDF)	代表者印は不要
02	会社概要	様式2	1ファイル(Excel)	会社概要の資料を提出すること。
03	類似業務実績調 書	様式5	1ファイル(Excel)	提案事業者が遂行した本事業と類似する業務と、その現状を記載したものを提出すること。(匿名の記載については評価対象外となるため、注意すること。)
04	セキュリティ 認証の写し	任意	1ファイル(PDF)	プライバシーマーク又は ISMS 適合性評価制度(ISO27001)の認証

(3) 提出先

・「2 (3)提出先」の電子メールアドレス宛に電子データ

(4) 提出時の注意点

- ・ファイル転送サービスは使用しないこと。
- ・ファイルにパスワードを設定する際は zip 形式の圧縮ファイルに設定すること。
- ・到達確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。(閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(5) 電子メールのタイトル

「【事業者名】宝塚市上下水道局会計システム更新業務 参加申請」

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年(2025年)4月25日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類は各者 1 案とする。提出書類の種類及び提出部数は下記のとおり。

資料 No.	提出書類	様式	部数	備考
01	提案提出書	様式4	1部	代表者印は不要。
02	類似業務実績調書	様式5	1部	参加申請時に提出したもの
03	見積書	様式6-1	1部	正式見積書(代表者印不要。)として、提案書の内容で作成したものを提出すること。
04	標準見積書	様式6-2	1部	上記見積書の詳細を提出すること。
05	機器・ソフトウェア一覧	様式6-3	必要時	機器・ソフトウェア等の詳細について、必要があれば提出すること。
06	情報システム開発スケジュール	様式7	1部	開発スケジュールを記載して提出すること。
07	企画提案書	任意	10部	「6(5)提案書の様式及び内容」のとおり。
08	提案書記載項目対応表	様式8	10部	「6(5)提案書の様式及び内容」のとおり。
09	機能・帳票要件一覧	様式9	10部	対応内容を記載して提出すること。

(3) 提出先

事前予約の上、「2(3)提出先」まで、紙媒体を上記部数の通り、CD-R もしくは DVD-R (PDF データ及び提供した形式)1枚を持参すること。

(4) 辞退について

参加を辞退する場合は、速やかに辞退理由書(様式任意)で連絡すること。また、提出期限を過ぎた場合は参加を辞退したものみなす。なお、辞退したことを理由に以降の選定等において不利益な取り扱いをすることはない。

(5) 企画提案書の様式及び内容

ア 様式

- ・様式の定めがあるものについては様式のとおり。様式の定めのないものについては原則 A4版縦、横書きとすること。ただし、図表等について、必要に応じてA3版横も可とする。A3版の場合は片面で 2 ページとして数える。
- ・目次を付すこと。
- ・表紙、目次等を含めて1部につき両面80 ページ以内とし、ページ番号を付けること。

イ 内容

- ・仕様書の内容に基づき、審査評価項目(別紙4)に従って項目順に漏れなく企画提案書に記載すること。また提案書記載項目対応表(様式8)には各項目の記載ページ(開始～終了)を記載すること。
- ・各項目の記載内容について、仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。

- ・仕様書に記載されていない項目で、追加の提案を行う場合は、企画提案書の最後に「追加提案」として記載すること。なお、提案内容により、追加提案としてではなく、既設項目に含めて評価することがある。
- ・企画提案書の説明は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表を適宜使用するなど、見やすく明確に作成し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。審査評価項目(別紙4)の項目順になっていない場合などを含め、分かりにくい企画提案書は評価できないことがある。

7 留意事項

- (1) 提案事業者の会社名等を識別できるような記載は行わないこと。
- (2) 提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本局が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出書類については事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しないものとする。なお、返却は行わないものとする。
- (5) 提出書類の内容について、本局より問い合わせを行う場合がある。

8 仕様書等に関する質疑応答

(1) 質疑期限

令和7年(2025年)4月8日(火)午後 5 時まで

(2) 提出先

「2 (3)提出先」の電子メールアドレス宛

(3) 質疑方法

- ・質問書(様式3)を、PDF ファイルで送信すること。また、Excel ファイルも送信すること。
- ・ファイル転送サービスは使用しないこと。
- ・ファイルにパスワードを設定する際は zip 形式の圧縮ファイルに設定すること。
- ・到達確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。(閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 電子メールのタイトル

「【事業者名】宝塚市上下水道局会計システム更新業務 質疑」

(5) 回答方法

令和7年(2025年)4月11日(金)に参加資格を有する提案事業者に対して、全ての質問内容及び回答を参加申請書(様式1)に記載された電子メールアドレス宛に送信する。質疑を行った事業者名は原則として公表しない。

(6) 留意事項

質疑応答の内容は、本事業調達仕様書の追加、又は修正とみなすこととする。

9 提案募集及び契約までのスケジュール

令和7年(2025年)3月25日(火)	提案募集要項の公告
提案募集要項の公告日～ 令和7年(2025年)4月8日(火)午後5時まで	参加申請、仕様書等に関する 質疑受付期間
令和7年(2025年)4月11日(金)	参加申請審査結果通知、仕様書等に関する 質疑への回答
令和7年(2025年)4月25日(金)午後5時まで	企画提案書等提出期限
令和7年(2025年)5月8日(木)	企画提案説明会(プレゼンテーション) ※時間は、提案事業者数に応じて決定する
令和7年(2025年)5月12日(月)予定	審査結果通知・優先交渉権者決定
優先交渉者決定日～ 令和7年(2025年)5月22日(木)午後5時まで	優先交渉権者との交渉

※スケジュールについては、本局の都合により変更する場合があります。

10 応募に要する費用

応募に要する費用は提案事業者の負担とする。

11 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定審査について

- ア 提出書類の審査、企画提案説明会による審査を行い、最も高い評価を得た提案事業者 1 者を優先交渉権者と決定し、詳細の協議を開始する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次順位の提案事業者と協議に入るものとする。
- イ 優先交渉権者にならなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内に「2 (3) 提出先」へ説明を求めることができるものとする。

(2) 企画提案説明会(プレゼンテーション)について

- ア 開始時間等については参加提案事業者に後日連絡を行うものとする。
- イ プレゼンテーションは、1 者あたり60 分(説明45分、質疑応答15分)以内とする。
- ウ プレゼンテーションは、本事業契約後に本事業を統括するプロジェクトマネージャが行うものとする。
- エ 提案内容の概要説明、機器を利用したデモンストレーション、PRポイント、追加提案(任意)を含めたものとする。
- オ プレゼンテーションの内容は契約時の仕様を含めるものとする。
- カ HDMI ケーブル及び大型モニターは本局が準備するが、その他 PC 等必要な機材は提案事業者が準備すること。

(3) 審査基準について

- ア 審査は、内容点及び価格点等を合計し、総合的に評価を行って選定するものとする。詳細は、「宝塚市上下水道局会計システム更新業務プロポーザル審査要領」を参照すること。
- イ 本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、内容点が満点の 60%未満の場合には不採用とする。

12 結果の通知

審査結果は、電子メールにより通知するほか、市ホームページ上において、審査期間、審査方法、提案事業者数、審査結果(優先交渉権者及び次点交渉権者名のみ)を公表することとする。

通知日及び市ホームページ上での公開日は、令和7年(2025年)5月12日(月)を予定している。

13 優先交渉権者決定後の取り扱い

本局は、協議の整った者を当選事業者とし、企画提案の内容について協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

(1) 契約期間

契約の日から令和13年(2031年)3月31日まで。主なスケジュールは以下のとおり。

令和7年(2025年)6月末	契約締結予定
令和7年(2025年)7月～9月	設計・構築
令和7年(2025年)10月頃 ～令和8(2026年)年3月31日	同時期に調達予定のPCにて試用開始 (操作説明等)
令和8年(2026年)4月1日 令和13年(2031年)3月31日	会計システム本稼働(保守期間5年) 会計システム運用終了

(2) 履行期間

ア 履行期間は、システム本稼働後5年間を予定している。

イ 契約締結日から履行開始日前日までを納入準備期間とする。

14 配布資料

(1) 配布資料一覧

宝塚市上下水道局会計システム更新業務提案募集要項
宝塚市上下水道局会計システム更新業務プロポーザル審査要領
別紙1 宝塚市上下水道局会計システム更新業務仕様書
別紙2 宝塚市上下水道局環境仕様
別紙3 秘密保持に関する特記仕様書
別紙4 宝塚市上下水道局審査評価項目

様式1	参加申請書
様式2	会社概要
様式3	質問書
様式4	提案提出書
様式5	類似業務実績調書
様式6-1	見積書
様式6-2	標準見積書
様式6-3	機器・ソフトウェア一覧(必要時)
様式7	情報システム開発スケジュール
様式8	提案書記載項目対応表
様式9	機能・帳票要件一覧

- (2) 配布資料の一部について変更する場合は、配布した提案事業者全てに変更後の資料を再送付するものとする。

15 失格条項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、本要項に適合していないとき
- (2) 提出書類の作成形式内容等が、本要項に適合していないとき
- (3) 提出書類の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザル手続の過程(本要項の配布開始日から、優先交渉権者と合意に達するまで)で、「3 応募資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (7) 他の提案事業者と提案内容について相談を行ったとき
- (8) 企画提案説明会(プレゼンテーション)に出席しなかったとき
- (9) 見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき

16 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 決定した提出書類に書かれた内容は本事業の契約の基本とする。
- (3) 決定した提出書類の内容は、本局と当選事業者との協議のうえ変更することがある。
- (4) 宝塚市情報公開条例第5条に基づく公開請求があった場合等は、原則として公開の対象文書となる。なお、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (5) 提出書類の作成のために本局より受領した全ての資料は、本局の了解なく公表又は使用することを禁止する。
- (6) 提出された書類は返還しないが、本業務の用途以外には提案事業者に無断で使用しない。